

平成31年2月1日
消費者庁消費者制度課

「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関する 意見募集の結果について

消費者庁では、「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」については、御意見を踏まえ検討した結果、引き続き検討を要する事項があると考えられたため、改正は行わないこととしました。また、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」及び「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」については、御意見を踏まえ検討した結果、内容の一部を修正することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも消費者行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の対象

- ・「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」
- ・「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」
- ・「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」

2. 意見募集期間及び意見の提出方法

- (1) 意見募集期間 平成30年8月16日（木）から9月14日（金）まで
- (2) 意見の提出方法 電子メール、FAX及び郵送

3. 意見募集の結果

(1) 意見提出の件数(意見提出者数) 意見総数 493 件(提出者数 130 名)

(2) 項目別の意見件数

項 目	件数
消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)	152
第 25 条第 1 項第 3 号の追加	95
第 25 条第 2 項第 3 号の追加	57
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)新旧対照表	298
体制及び業務規程の整備に係る柱書きの記載の追加	85
「差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行い得ない場合に関する記載の追加	79
事務所に関する記載の追加	48
認定の審査に当たり、団体の役員が行政処分を受けた事業者の役職員である場合に関する記載の追加	86
特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)新旧対照表	21
体制及び業務規程の整備に係る柱書きの記載の追加	10
「被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行い得ない場合に関する記載の追加	4
認定の審査に当たり、団体の役員が行政処分を受けた事業者の役職員である場合に関する記載の追加	7
その他	21
意見募集対象以外の事項に対する御意見	1
合計	493

(3) 主な意見の概要及びこれに対する考え方

別紙のとおり。

以上